

令和7年5月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年5月23日（金）
開会：午後3時30分 閉会：午後3時55分
- 2 開催場所 新館特別会議室
- 3 会議次第
 - 4月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第20号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第21号 大津市教科用図書採択に係る基本方針の決定について
 - 議案第22号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第23号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第24号 令和7年度大津市一般会計教育費6月補正予算に関する意見の申出について
- 4 出席委員
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員、関委員
- 5 事務局出席者
清水教育部長、堀口教育部次長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、田中学校教育課長、中西同課主任指導主事、沖本児童生徒支援課長、二ノ宮学校給食課長、川瀬生涯学習課長、木原学校ICT支援室長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が5月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第22号から議案第24号までについて非公開とすることを決定

4月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第20号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○田中学校教育課長 本件は、北大路中学校から学校運営協議会設置申請書が提出されたことを受け、大津市学校運営協議会規則の別表に北大路中学校学校運営協議会を加え、新たにコミュニティ・スクール実施校とするものである。これにより、市立小中学校54校に50の学校運営協議会が設置されることとなる。

【質疑】

○島崎教育長 54校に設置ということは、未設置校は1校となるが、当該校はどのような状況か。
○田中学校教育課長 残る栗津中学校についても、近々学校運営協議会を設置すると聞いている。

【採決】 可決

○議案第21号 大津市教科用図書の採択に係る基本方針の決定について

【説明】

○田中学校教育課長 令和7年度は、令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書及び小・中学校特別支援学級で使用する一般図書についての採択を行う。

教科用図書の採択に係る基本方針は、採択の視点として5つの視点を設定した。

- 1 学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得、および思考力、判断力、表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことに適したものであること。
- 2 本市の教育振興基本計画の趣旨を踏まえた教育活動の展開に適したものであること。
- 3 基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに、豊かな人間関係と社会性を育むことに適したものであること。
- 4 内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取扱い、色彩等がすべての児童生徒にとって見やすく整理、工夫されていること。
- 5 教科用図書採択にかかる文部科学省、滋賀県教育委員会の通知内容に即したものであること。

この基本方針に沿って、令和7年度の審議票を作成した。令和元年度末の教育委員会での協議において、県の調査研究と重複する観点については県の観点を活用することで承認をいただいている。大津市独自の項目として「主体的・対話的で深い学び」に関する観点、「基本的人権」に関する観点、「ユニバーサルデザイン」に関する観点の3項目を設けており、これらに基づいて調査研究に当たる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第 2 2 号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について

【説 明】

○田中学校教育課長 大津市教科用図書選定審議会委員の構成は、学識経験を有する者、教育関係団体から選出された者及び市職員から成る 6 人以内と定められており、これに従い、令和 7 年度の大津市教科用図書選定審議会委員を、6 人に委嘱及び任命するものである。

【質 疑】

- 田村委員 市職員については小学校及び中学校の各校種から 1 人ずつとなっている。教育関係団体については、PTA 連合会から 2 人となっているが、それについては何か工夫や考えはあるか。
- 田中学校教育課長 1 人は中学生の保護者、もう 1 人は既に中学校を卒業された方の保護者となっている。
- 上杉教育部次長 この審議会の委員の中には、保護者の方が入ることが望ましいと文科省は示している。PTA 連合会以外の教育関係団体から推薦いただくことも検討したが、急な欠席があっても 1 人は必ず保護者の方がいるようにしたいという思いもあり、PTA 連合会から 2 人推薦いただくこととした。PTA ではなく保護者会へ変更する学校の増加など、PTA 連合会への加入状況も変化してきているため、次年度以降については引き続き検討していきたいと考えている。

【採 決】 可決

○議案第 2 3 号 大津市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

【説 明】

○川瀬生涯学習課長 本議案は、社会教育に関する諸計画の立案や助言を行う社会教育委員のうち 2 人から辞任願が提出されたため、当該委員を解嘱し、後任となる委員の委嘱を行うものである。なお、後任者の任期は、前任者の残任期間である令和 8 年 7 月 6 日までとなる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

○議案第 2 4 号 令和 7 年度大津市一般会計教育費 6 月補正予算に関する意見の申出について

【説 明】

○堀口教育部次長 本件は、市議会 6 月通常会議に提出する補正予算案について市長へ意見を申し出るものである。

今回の教育費の補正は、1 2 万 1 千円を増額し、補正後の総額を 1 7 3 億 5 4 万 4 千円とするものである。補正の内容は、「学校教育管理事業費」において、賠償金 1 2 万 1 千円を措置するものである。

理由としては、市立中学校のホームページに掲載している学校だよりにおいて、インターネットのサイトから取得したイラストを転載し使用していたところ、使用許可を得ず無断で使用

していたことが、著作者からの申出により判明したことから、弁護士に相談の上、相手方に対し、著作物の使用料相当額を損害賠償金として支払おうとするものである。

なお、賠償金の額については、相手方が設定していた使用料を基に算定しているが、その額が妥当であることを弁護士に確認している。

【質 疑】

- 田村委員 法規に関する知識、とりわけ学校教育法や地教行法以外の法規となると、教員は明るくない場合が多いので、学習の機会を設けていく必要があると思う。
- 堀口教育部次長 教員のみならず行政職においても、著作権に関する法規に長けている職員は多くはないと認識している。本件については、学校へ周知を重ねており、今後も定期的にチェックをしていきたいと考えている。また、学校現場のみならず、教育委員会内の全ての所属に対し、定期的に文書を発出し、今後二度とないようにしていきたい。
- 島崎教育長 学校現場に対しては、地方公務員法等に関しては伝えていると思うが、それ以外の法規についてはどうか。
- 藤橋教職員室長 教員に対する研修は、服務に関することに偏りがみられるので、何らかの手は打っていきたいと考えている。

【採 決】 可決

閉会 教育長が5月定例会の閉会を宣言